野生鳥獣に関するフローチャート

野生鳥獣に関して相談したいこと

鳥獣を目撃

野生鳥獣は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されています。
目撃しただけであればそのまま見守ってください。

傷ついた（死んだ）鳥獣を発見

- **見守る**
 - 野生鳥獣は強い生命力や回復力を持っていますので、半日程度経てば自力で回復して去るケースが大半です。また、人間に保護されることによって自然の中で生き続けることが難しくなる場合もありますので、そのままにしてください。道路上など鳥獣に危険な場所で発見した場合は、必要に応じて安全な場所にそっと移動させてください。なお、**名古屋市で保護できる施設はありません。**
- **助けたい・保護したい**
 - 【お近くの動物病院に相談する】
 公益社団法人名古屋市獣医師会に登録している動物病院に傷ついた野生鳥獣の取り扱いを無料で相談することができます。お近くの動物病院は公益社団法人名古屋市獣医師会のホームページ(https://nagoyavet.jp/)をご確認ください。なお、動物病院に野生鳥獣を持ち込み、治療行為が行われたときの治療費等は持ち込んだ方のご負担になりますのでご注意ください。また、回復したら必ず野生にもどすようにしてください。 なお、**名古屋市で保護できる施設はありません。**
- **死んでいる**
 - 個人の敷地内で発見した場合は、ご自身でビニール袋等に入れて可燃ごみとして出してください。なお、鳥獣は細菌や寄生虫に感染している場合もありますので素手で触るのは避け、手袋を着用するなどして死骸を回収してください。 道路上など敷地外で発見された場合は、各区の環境事業所へご連絡ください。
 - **●野鳥が一か所で多数（おおむね5羽以上）死んでいる**
 ●水鳥（カモなど）又は猛禽類（ワシ、タカなど）が死んでいる
 - 鳥インフルエンザの可能性がありますので緑政土木局都市農業課(052-972-2499)にご連絡ください。

鳥獣に困っている（自宅など管理地内）

【追い払い対応をする】
・侵入口をふさぐ
・防鳥ネットで侵入を防ぐ
・誘引しているもの（果物等や生ゴミ等）の撤去
・忌避剤などの使用
などが考えられます。

捕獲以外に対処の方法がない

- **捕獲許可のみ（捕獲箱の貸付申請をしない）**
 - 実際に捕獲作業をされる方が捕獲許可の申請をして、許可を受けて捕獲し、処分することになります。市公式ウェブサイト内の「有害鳥獣捕獲許可申請」ページを参照してください。
- **捕獲許可とともに捕獲箱の貸付申請をする（アライグマ、ハクビシン、ヌートリアのみ）**
 - 実際に捕獲作業をされる方が捕獲許可の申請をするとともに、捕獲箱の貸付申請も行います。許可を受けた後、貸し出された捕獲箱を設置します。捕獲された動物は、市の委託業者が回収します。市公式ウェブサイト内の「有害鳥獣捕獲許可申請」ページ及び「アライグマ、ハクビシン、ヌートリア用の捕獲箱の貸出し」ページを参照してください。
- **アライグマによる生活被害（農業被害を除く）**
 - アライグマは、生態系などに悪影響があるため、外来生物法で特定外来生物に指定されています。目撃した場合又は生活被害を受けている場合は、まずは環境局なごや生物多様性センター(052-831-8104)に情報をお寄せください。 目撃の頻度や、被害の発生状況によっては、市民の方の協力のもと捕獲箱の設置を行う場合があります。
- **専門業者へ依頼**
 - 自己負担（有償）で有害鳥獣の駆除や対処を依頼される場合は、有害鳥獣駆除業者を紹介している公益社団法人愛知県ペストコントロール協会(052-452-7122)へご相談ください。受付時間は平日の10時から16時までです。

鳥獣に困っている（公共の場所など）

各施設管理者へご相談ください。

- **道路、公園（街路樹、公園緑地）**
 - 各区の土木事務所へご相談ください。
- **電柱、電線**
 - 中部電力、NTTなどの施設管理者へご相談ください。
- **市の施設**
 - 各施設の管理者へご相談ください。
- **民有地、民有施設**
 - 民地所有者や施設管理者へご相談ください。